



令和5年度

精神保健福祉センター所報No.59

神奈川県精神保健福祉センター

はじめに

令和5年度の神奈川県精神保健福祉センター所報がまとまりましたのでお届けします。本誌をお手に取っていただき、ありがとうございます。

さて、令和5年4月に、所のビジョンを「多様性を認め、互いを尊重する社会を目指し、精神保健・福祉・医療に多角的に取り組めます」に、またキャッチコピーを「～ 思 い を コ ト バ に 思 い を カ タ チ に ～」と新たに船出しました。

まずは、カタチにできたことについてふれてみたいと思います。

改正精神保健福祉法の全部施行を前に、精神医療審査会についてその審査件数の増加を見据え、合議体の増設に取り組み、一年をかけてその形を整えることが出来ました。関係団体のご協力なしには成しえなかったことで、ここに改めて感謝申し上げます。

そのほかにも診断書等の様式変更や各種マニュアルの改訂作業に追われました。また、研修等に参加し、法の理解を深めました。この改正が、精神障害者やメンタルヘルスに課題を抱える方にとって良いものであって欲しいと思います。

依存症については、当所で行っている依存症面接相談を保健福祉事務所に出張して行う試みを行いました。依存症はその問題が見えづらく、また、専門医療機関や相談できる場所も少ないことが課題です。当所の資源を生かし、地域へ支援提供の機会となりました。このような工夫を今後も重ね、新しい支援の形を作っていくことも、精神保健福祉センターの役割と思います。

調査研究においては、複数年にわたり取り組んできた外国籍の方が安心して精神科医療を受けられるための研究の集大成として、「多言語コミュニケーションボード」を作成しました。これは、精神科受診場面で同じ言語を用いない患者と医療従事者が、本ボード上の言葉やイラストを指差しすることで意思疎通をスムーズにするものです。6言語で作成し、県内の精神科医療機関へ配布しました。当所のホームページにも掲載しております。ご活用いただき、そのご感想などをお聞かせいただけましたら幸いです。

関東大震災から100年の節目であった本年も、DPAT体制整備のため、所内研修、かながわDPAT研修を行い、人材育成に努めました。令和6年1月の能登半島地震には、当所を含め国の研修を受けた先遣隊を持つ3施設から4隊が派遣され、現地活動を行いました。平素からの準備と関係機関同士の顔の見える繋がりが、迅速な派遣を可能としたと考えています。今回は本県で養成したかながわDPAT隊への派遣要請は、ありませんでした。しかし、今後には備え、かながわDPAT体制の充実は必要です。

最後になりましたが、能登半島地震で被災された皆様へお見舞い申し上げますと共に、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

令和6年10月

神奈川県精神保健福祉センター所長
川本 絵理

目 次

I 概 要

1 施設概要	5
2 沿 革	6
3 機 構	7
4 職 員	8

II 事 業

1 精神保健福祉の現状と推進	10
2 企画調整	15
3 地域支援		
(1) 保健福祉事務所等技術支援	17
(2) コンサルテーション	19
(3) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業	19
(4) 措置入院者等退院後支援事業	20
4 教育研修	21
5 団体支援	22
6 広報普及		
(1) 広報普及活動	23
(2) 図書資料整備	23
7 相談指導事業		
(1) 電話相談	24
(2) 面接相談	28
(3) 外来診療	28
8 こころの健康づくり		
(1) 電話相談員研修	29
(2) 自殺対策	29
(3) ひきこもり支援	35
(4) 災害対策	35
9 精神科救急医療対策事業		
(1) 精神科救急医療情報窓口業務	36
(2) 実施状況	36

10	精神科救急医療診察移送業務	
	(1) 概要	38
	(2) 精神科救急医療事業	39
	(3) 診察及び措置入院の状況	40
	(4) 会議・研修	41
11	精神医療審査会	42
12	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療支給認定に関する事務	43
13	依存症総合対策事業	44
14	酒害予防対策事業	45
15	薬物乱用防止対策事業	46
16	調査研究事業	47
17	災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備	48
18	新型コロナウイルス感染症への対応	50
19	委託事業等	
	(1) 委託事業	51
	(2) 補助事業等	51

I 概 要

1 施設概要

2 沿 革

3 機 構

4 職 員

1 施設概要

(1) 目 標

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づいて都道府県における精神保健及び精神障害者の福祉に関する「総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関であり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行う施設である。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」昭和25年5月1日法律第123号第6条）

精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。（「精神保健福祉センター運営要領」平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）

(2) 所管区域及び行政対象

横浜市、川崎市、相模原市を除く県域を所管し、県及び市町村等の精神保健福祉担当者、県民並びに精神障害者を対象としている。

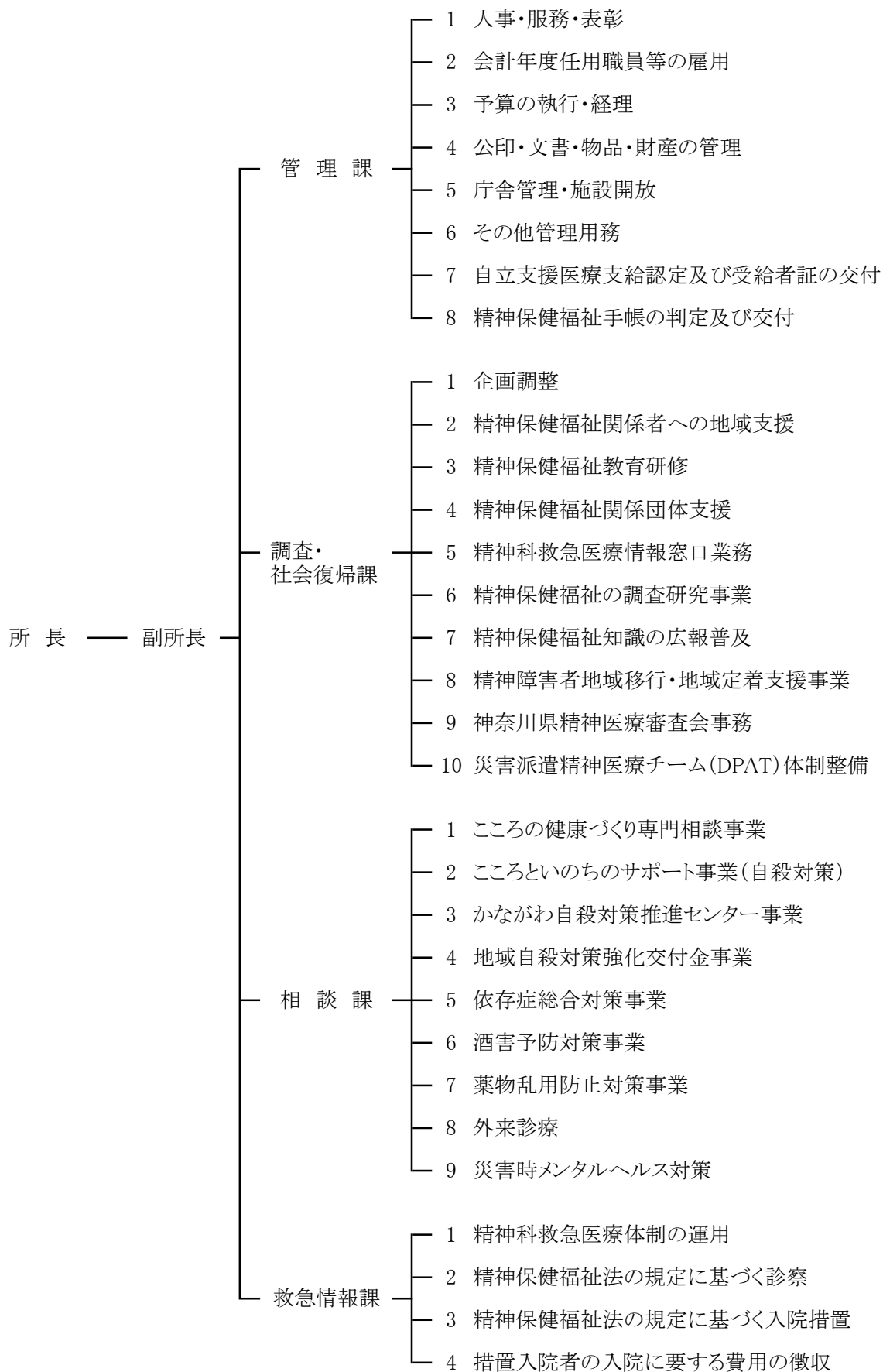
(3) 施設の概況

所在地	横浜市港南区芹が谷2丁目5番2号	
土地	10,557.00㎡	
建物	4,700.08㎡	
本館	3,832.35㎡	
(1階)	(1,852.46㎡)	管理部門として管理課、調査・社会復帰課、相談課及び救急情報課の事務室や会議室等を配置。
(2階)	(1,585.96㎡)	相談・指導を行う相談室や診察室、自殺対策に関する情報収集・提供を行う「かながわ自殺対策推進センター」を設置。また、保健福祉に関する調査研究や人材育成を行うための研修室、視聴覚室、図書室などがある。
(3階)	(375.03㎡)	精神保健福祉関係団体の活動スペースとして事務室や会議室を設置。
(塔屋)	(18.90㎡)	
講堂・体育館	867.73㎡	比較的大規模な研修・集会に利用。また、ボランティアや地域住民の自主的な活動の場として開放している。

2 沿 革

昭和35年4月1日	精神衛生法第7条に基づき、旧富士見町診療所を一部改築転用し、神奈川県立中央精神衛生相談所を横浜市中区富士見町3-1に設置。
昭和40年10月8日	精神衛生法の一部改正及び神奈川県立精神衛生センター条例に基づき、神奈川県立中央精神衛生相談所を廃止し、神奈川県立精神衛生センターを設置。(庶務課、指導課及び相談課の3課制)
昭和42年3月31日	施設の大規模増改築が行われる。
昭和46年7月1日	行政組織規則の一部改正により、庶務課を管理課に改称。
昭和52年5月16日	行政組織規則の一部改正により、指導課を調査指導課に改称。
昭和63年7月1日	精神衛生法の一部改正及び神奈川県立精神衛生センター条例の一部改正により、神奈川県立精神保健センターに改称。
平成6年4月1日	行政組織規則の一部改正により、調査指導課を調査・社会復帰課に改称。 神奈川県立精神保健センター条例の一部改正により、神奈川県立精神保健センターを横浜市港南区芹が谷2-5-2に移転。 【平成6年4月新築・移転の目的】 県民の多様な精神保健福祉ニーズに迅速、的確に対応するため、精神医療と連携のとりやすい精神医療センターの隣接地に移転拡充し、こころの健康づくりから精神疾患の予防、相談、社会復帰までを有機的に結びつける総合的なメンタルヘルス対策の新たな拠点として機能の充実を図った。
平成7年10月17日	精神保健法の一部改正及び神奈川県立精神保健センター条例の一部改正により、神奈川県立精神保健福祉センターに改称。
平成14年4月1日	行政機関設置条例の一部改正により、神奈川県立精神保健福祉センターを廃止し、神奈川県精神保健福祉センターを設置。行政組織規則の一部改正により、救急情報課を新設し、4課制となる。

3 機 構



4 職 員

令和5年4月1日現在

組織・職名		一般事務	福祉職	医 師	保健師	計
		人	人	人	人	人
所 長				1		1
副 所 長		1				1
小計		1		1		2
管理課	課長	(*1)				(*1)
	副主幹	1				1
	主査	4				4
	主事	2				2
	臨時主事	1				1
	小計	8				8
調査・ 社会 復帰課	課長		1			1
	課長補佐		1			1
	副技幹			1		1
	専門福祉司		2			2
	主査		3			3
	主任主事		1			1
	主事		1			1
小計		9	1		10	
相談課	課長		1			1
	主査		2			2
	主事		1			1
	技師				1	1
	主任専門員		1			1
	小計		5		1	6
救急 情報課	課長		1			1
	専門福祉司		1			1
	主任技師				1	1
	主事		5			5
	技師				2	2
小計		7		3	10	
合 計		9	21	2	4	36

(*1) : 副所長兼務

Ⅱ 事業

- 1 精神保健福祉の現状と推進
- 2 企画調整
- 3 地域支援
- 4 教育研修
- 5 団体支援
- 6 広報普及
- 7 相談指導事業
- 8 こころの健康づくり
- 9 精神科救急医療対策事業
- 10 精神科救急医療診察移送業務
- 11 精神医療審査会
- 12 精神障害者保健福祉手帳及び
自立支援医療支給認定に関する事務
- 13 依存症総合対策事業
- 14 酒害予防対策事業
- 15 薬物乱用防止対策事業
- 16 調査研究事業
- 17 新型コロナウイルス感染症への対応
- 18 委託事業等

1 精神保健福祉の現状と推進

(1) 現 状

ア 神奈川県精神保健医療福祉の概況

表 1 市町村別精神保健医療福祉の概況

市町村	人 口	精神障害者推計数	手帳交付数				自立支援医療件数	精神科病院数	精神科併設病院数	精神科診療所数
			1 級	2 級	3 級	計				
横 須 賀 市	371,930	17,311	479	2,969	1,480	4,928	7,533	3	5	22 (14)
鎌 倉 市	170,919	7,646	200	1,264	446	1,910	2,880	2	1	26 (26)
逗 子 市	55,771	2,524	49	387	159	595	960	0	0	9 (9)
葉 山 町	30,898	1,398	37	188	75	300	441	0	1	0 (0)
三 浦 市	39,819	1,863	89	299	100	488	847	1	0	1 (1)
横須賀・三浦	669,337	30,742	854	5,107	2,260	8,221	12,661	6	7	58 (50)
厚 木 市	223,706	9,935	307	1,717	653	2,677	4,326	4	3	20 (16)
海 老 名 市	140,504	5,971	149	1,118	361	1,628	2,510	0	1	13 (12)
座 間 市	131,863	5,793	137	1,144	520	1,801	2,917	1	0	6 (6)
愛 川 町	39,229	1,741	70	292	107	469	741	0	0	2 (2)
清 川 村	2,886	136	28	26	8	62	51	1	0	0 (0)
大 和 市	243,626	10,573	191	1,573	910	2,674	4,752	1	2	25 (24)
綾 瀬 市	82,767	3,741	93	538	194	825	1,458	0	0	5 (4)
県 央	864,581	37,890	975	6,408	2,753	10,136	16,755	7	6	71 (64)
藤 沢 市	443,523	19,286	475	3,364	1,392	5,231	8,076	2	6	51 (46)
茅ヶ崎 市	245,437	10,723	230	1,435	745	2,410	4,044	2	1	20 (16)
寒 川 町	48,552	2,146	50	351	153	554	913	1	0	0 (0)
湘南東部	737,512	32,155	755	5,150	2,290	8,195	13,033	5	7	71 (62)
平 塚 市	258,166	11,418	354	1,885	771	3,010	5,158	2	2	21 (14)
大 磯 町	30,952	1,380	33	224	86	343	505	0	1	1 (1)
二 宮 町	26,811	1,221	24	189	72	285	470	0	0	0
秦 野 市	160,674	7,291	226	1,210	553	1,989	3,381	4	1	14 (10)
伊 勢 原 市	101,489	4,523	126	790	267	1,183	2,095	0	2	11 (9)
湘南西部	578,092	25,833	763	4,298	1,749	6,810	11,609	6	6	47 (34)
小 田 原 市	185,986	8,394	148	1,024	618	1,790	3,386	2	1	24 (18)
箱 根 町	10,866	485	5	35	17	57	117	0	1	1 (0)
真 鶴 町	6,228	299	4	40	16	60	111	0	0	0 (0)
湯 河 原 町	22,182	1,044	22	137	69	228	404	0	0	3 (2)
南 足 柄 市	39,517	1,836	44	201	107	352	655	1	0	3 (2)
中 井 町	8,912	412	4	54	22	80	143	0	0	3 (1)
大 井 町	17,306	755	19	96	50	165	295	0	0	1 (1)
松 田 町	10,277	475	7	65	35	107	196	0	1	1 (1)
山 北 町	9,154	425	8	51	17	76	152	0	0	1 (1)
開 成 町	18,797	804	7	73	63	143	284	0	1	1 (1)
県 西	329,225	14,929	268	1,776	1,014	3,058	5,743	3	4	38 (27)
県 域 計	3,178,747	141,549	3,615	22,739	10,066	36,420	59,801	27	30	285 (237)
横 浜 市	3,767,635	166,382	4,495	28,790	16,926	50,211	76,364	28	33	335 (283)
川 崎 市	1,548,254	68,056	1,018	9,574	6,795	17,387	29,510	9	11	139 (105)
相 模 原 市	723,435	32,013	1,630	7,392	2,495	11,517	15,524	6	6	52 (39)
総 計	9,218,071	408,000	10,758	68,495	36,282	115,535	181,199	70	80	811 (664)

(注) 各項目の把握日は次のとおり

1 人口:令和6年4月1日

2 精神障害者推計数:国の調査(3年毎)により公表された令和2年の神奈川県精神疾患患者数40.8万人を 令和2年4月1日の人口で按分したもの

3 精神障害者保健福祉手帳交付件数・自立支援医療件数:令和5年3月31日

4 精神科病院・精神科外来併設病院・精神科診療所数:令和6年3月31日

ただし()内は、県域保健福祉事務所等が把握している一般精神科診療所数(施設等に併設されていない、一般の方も利用できる精神科診療所)

イ 保健福祉事務所精神保健福祉業務統計

保健福祉事務所精神保健福祉業務統計は、各保健福祉事務所(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市を除く)における相談・訪問指導に関する状況及び保健福祉事務所等が主催する会議・普及啓発活動・人材育成のための研修・市町村等関係機関との連携等の状況を把握するものである。各保健福祉事務所からの報告をとりまとめたところ、次のような結果であった。

表1 相談・訪問契機

	実人員	市町村	医療機関	家族	本人	警察	教育機関	相談支援事業所	その他
相談	2,996	251	217	947	669	162	26	90	634
訪問	418	50	105	53	74	55	1	9	71

表2 相談者(複数選択あり)

	計	本人	家族	医療機関	市町村	その他
相談	18,525	3,447	4,041	3,744	2,429	4,864
訪問	3,562	1,153	636	594	447	732

表3 援助方法(相談)

	延人員	所内面接	電話	文書	メール
相談	16,141	1,072	14,515	487	67

表4 援助方法(訪問)

	延人員	家庭	事業所	医療機関	市町村	その他
訪問	1,683	702	91	585	111	194

表5 相談種別

	延人員	治療の問題	生活の問題	社会参加の問題	心の健康問題	その他
相談	16,141	8,931	4,330	497	1,039	1,344
訪問	1,683	983	460	55	59	126

表6 診断名

	相談	訪問
実人員	2,996	418
器質性精神障害	85	16
アルコール使用による精神および行動の障害	112	15
アルコール以外の精神作用物質使用による精神および行動の障害	32	2
統合失調症および妄想性障害	651	189
気分(感情)障害	337	46
神経症性およびストレス関連障害	130	14
生理的障害等	6	1
成人のパーソナリティおよび行動の障害	52	9
精神遅滞(知的障害)	67	14
心理的発達の障害	110	21
小児期および青年期の障害	8	0
てんかん	9	0
診断保留および特定不能	55	9
精神障害と認めず	35	2
未受診	644	49
不明	663	31

表7 特定の問題群（複数選択あり）

	計	該当なし	性格上の問題	児童虐待	家庭内暴力	DV	高齢者虐待	食生活上の問題	アディクション	障害者虐待	近隣苦情
相談	16,514	11,781	196	475	1,438	173	261	160	863	15	1,152
訪問	1,716	1,233	15	47	162	9	37	20	69	1	123

表8 医療状況

	延人員	入院	通院	中断	未受診	不明
相談	16,141	4,290	7,296	1,662	2,236	657
訪問	1,683	492	680	253	224	34

表9 担当者（複数選択あり）

	計	医師	福祉職	保健師	事務職	その他職員
相談	16,569	290	14,114	2,126	9	30
訪問	1,824	49	1,504	231	6	34

表10 地域保健・健康増進事業報告

	実人員	延人員	事業内容											
			老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他
相談	2,996	16,141	948	779	571	217	67	8	457	445	992	102	107	11,448
相談(電話)	2,815	14,515	849	701	516	205	57	5	410	390	896	97	99	10,290
相談(メール)	6	67	0	6	0	0	1	0	4	0	7	0	0	49
訪問	418	1,683	80	99	60	20	0	0	26	45	89	19	6	1,239

	延人員の再掲					
	ひきこもり	発達障害	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	災害
相談	1,110	325	869	19	10	1
相談(電話)	966	282	767	16	8	1
相談(メール)	13	0	5	0	0	0
訪問	149	28	77	0	2	0

表11 会議

会議の名称	実施回数	参加機関・団体数	出席者数
地域精神保健福祉連絡協議会・同部会	15	191	282
精神科医療機関等連絡会	3	47	67
市町村連絡会議	2	21	34
企画連絡会議	4	8	15
ケース会議・コンサルテーション	67	250	429
自殺対策関連会議	18	196	286
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム関連会議	45	319	521
措置入院者等の退院後支援ケース会議	189	629	1151
その他	21	59	127

表12 普及啓発

(1) 当事者・家族を対象として実施するもの

事業名	実施回数	参加者数	
		実数	延数
精神障害者家族教室	4	114	122
アルコール教室、研修等	7	70	83
精神保健福祉セミナー	1	48	48

(2) 住民を対象として実施するもの

事業名	参加者数	内 容
精神保健福祉普及啓発講演会	100	○飲酒・アルコールについて ○心の不調とそのとらえ方
うつ・自殺関連の講演会等	123	○生き方、逝き方を問う～一緒に人の死について考えませんか～ ○ボディワークとメンタルヘルス

表13 研修・人材育成

研修名	対 象	実施回数	参加者数
精神保健福祉普及啓発研修	家族会、支援者等	4	103
地域支援研修	行政、地域支援機関、関係機関職員等	5	156
うつ・自殺関連研修等	行政、医療機関、警察、消防、地域支援機関職員等	5	90
ゲートキーパー養成研修	学生、支援者、行政	20	607
ボランティア講座	県民	2	35
自殺対策出前講座	スタッフ、利用者、教員	4	80
事例検討会	関係機関職員、医療機関等	11	107
職域メンタルヘルス研修	県民	1	12
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム関連研修	行政、医療機関、地域支援機関、関係機関職員	11	578

表14 団体支援

団体名	回数
当事者会	7
家族会	2
ボランティア団体	1
断酒会、AA	34
障害福祉サービス事業所	11
その他	1

表15 市町村支援

事業名	回 数	参加者数
職員研修	5	15
ゲートキーパー養成講座	8	220
地域支援者向け研修	1	20

令和5年度 地域精神保健福祉連絡協議会開催状況

保健福祉事務所	主 要 議 題
平塚 1月30日	対面開催 ◇平塚保健福祉事務所精神保健福祉事業報告 ◇市町精神保健福祉事業報告 ◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業について ◇地域課題の共有 ◇精神保健福祉センターからの情報提供
秦野 3月4日	ZOOMによるリモート開催 ◇令和5年度当センターの精神保健福祉関係業務の実施報告 ◇令和6年度の取組み(案)について ◇情報提供 精神保健福祉法改正について ◇承認事項 令和6年度版精神科医療機関・精神保健福祉関係行政機関情報ガイドについて
鎌倉 3月1日	対面開催 ◇令和5年度 当所及び市町の精神保健福祉の取組について ◇相談体制及び地域連携について(意見交換)
三崎 1月22日	対面開催 ◇研修(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業) テーマ「精神科病院における退院支援～成年後見制度を利用して～」 ◇鎌倉保健福祉事務所三崎センター管内における精神保健福祉業務の実施状況及び課題について <ul style="list-style-type: none"> ・三崎センターの実施状況及び課題について ・各所の実施状況及び課題について
小田原 2月28日	対面開催 ◇令和5年度 小田原保健福祉事務所 精神保健福祉事業の取組み ◇改正精神保健福祉法について ◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業について <ul style="list-style-type: none"> ・4市町の取組み ・地域移行部会の取組みについて
足柄上 2月27日	対面開催 ◇足柄上地域の精神保健福祉の概況について ◇措置入院者等退院後支援について ◇自殺対策について ◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
厚木 2月7日	対面開催 ◇自殺対策事業について ◇精神保健福祉業務の状況、精神保健福祉法改正に係る相談支援体制の推進について
大和 2月7日	対面開催 ◇地域精神保健福祉連絡協議会設置要領の改定について ◇地域自殺対策事業の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・厚木保健福祉事務所大和センターの事業の取組 ・大和市、綾瀬市の事業の取組み ◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、推進について <ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害者の保健医療福祉施策について～精神科救急医療体制と権利擁護を中心に～」 ◇かながわDPATについて

2 企画調整

地域精神保健福祉を推進するため、県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から精神保健福祉に関する情報交換、提案等を行った。

(1) 県関係課及び関係諸機関との連携

県関係各課及び関係諸機関に対し、会議出席や随時の連絡調整を通して、専門的立場から精神保健対策、自殺対策、障害者総合支援法関連、心神喪失者等医療観察法関連等の分野に関する情報交換、提案等を行った。

(主な会議)

会議名称	実施主体
神奈川県精神保健福祉審議会	がん・疾病対策課
かながわ自殺対策会議	がん・疾病対策課
アルコール健康障害対策推進協議会	がん・疾病対策課
ギャンブル等依存症対策推進協議会	がん・疾病対策課
神奈川県障害者自立支援協議会	障害福祉課
神奈川県子ども・若者支援連携会議	青少年課
神奈川県被害者支援連絡協議会	警務課
女性への暴力相談等関係機関連絡会	神奈川県立かながわ男女共同参画センター
スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会	教育局・子ども教育支援課
保健福祉事務所自殺対策関連会議	各保健福祉事務所等
保健福祉事務所等地域精神保健福祉連絡協議会	各保健福祉事務所等
市町村自殺対策庁内・庁外連絡会	各市町村
医療観察制度運営連絡協議会・地域連絡協議会	横浜保護観察所
薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会	横浜保護観察所
神奈川県障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会	各圏域ナビゲーションセンター
セルフヘルプ活動支援者会議	神奈川県社会福祉協議会

(2) 所内における企画調整の体制整備

効果的な企画立案等が行えるよう、所内横断的な検討を行った。

所員会(年に1回程度全所員が集まる場という位置付けで、柔軟性を持った企画をする)

日時:令和6年3月5日(火)9:30~11:00

テーマ:○『能登半島地震におけるかながわDPAT(当所)隊の支援報告』

内容:当所から能登半島地震の被災地に、DPAT(災害派遣精神医療チーム)を派遣したことをうけて、派遣に至る経過や準備、具体的な支援について、活動したチーム員等から報告をしてもらうとともに、全所的な理解を深めた。

所内横断チーム(各課担当職員等による課題別の検討の場)

平成27年度から開始したDPAT体制整備事業の円滑な遂行のために、DPATプロジェクトチームの運営を継続した(4回の会議、2回の研修開催)。

※17. 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備の再掲

3 地域支援

(1) 保健福祉事務所等技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健福祉事務所や市町村等の関係機関や関係団体に対して、技術的な支援や情報提供を行なった。所内各課が連携協力し、精神障害者の地域生活支援対策と県民のメンタルヘルス対策を柱にすえた支援を行った。

ア 実施状況

(ア) 保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会

地域精神保健福祉の推進を図るため、保健福祉事務所及び同センター、市保健所(横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市)、県がん・疾病対策課、県障害福祉課との業務連絡会を開催し、取組み状況の共有・研修等を通して連携の充実強化を図った。また、第2回目より、「本県における精神保健福祉業務の推進体制等について」を定例の議題として位置づけ、協議する運用を開始した。

開催日・場所	主な内容	参加者数
第1回 5/19 (金) ハイブリッド 開催	1 精神保健福祉業務の実施予定等について 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について 3 法改正後の運用面に関する意見交換 4 精神保健福祉センターより	29人
第2回 9/15 (金) ハイブリッド 開催	1 精神保健福祉業務の実施状況等について 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について 3 法改正に伴う各種要綱・要領等の改定について 4 精神保健福祉センターからの情報提供等 5 本県における精神保健福祉業務の推進体制等について	29人
第3回 2/16 (金) ハイブリッド 開催	1 精神保健福祉業務の実施状況等について 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について 3 法改正に伴う各種要綱・要領等の改定について 4 本県における精神保健福祉業務の推進体制等について	30人

(イ) 市町村支援関係事業

a 会議

市町村・保健福祉事務所・精神保健福祉センター等連絡会

開催日・場所	内容	参加者数
9/26 (火) リモート 開催	1 法改正に伴う市町村における精神保健相談支援について 2 精神保健福祉センターにおける市町村への支援～コンサルテーション事業について～ 3 市町村の精神保健福祉相談に係る取組み状況及び情報交換 ・藤沢市保健所、秦野市、寒川町より報告	72人

(ウ) 保健福祉事務所及び市保健所事業別支援回数

地域精神保健福祉の中心機関である県保健福祉事務所および中核市等保健所が主催する各種事業に対して、会議出席、講師派遣等により支援を行った。

保健福祉事務所及び同センター・市保健所名	地域精神保健福祉連絡協議会	同部会	企画連絡会	市町村連絡会	医療機関連絡会	家族教室(講師)	ケース会議、ケース打合せ等	アルコール、薬物関係	ひきこもり関係	自殺対策関係	地域包括ケアシステム関係	その他	小計
平塚	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4	1	2	10
秦野センター	0	0	1	0	2	0	1	0	0	1	1	2	8
鎌倉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	5	10
三崎センター	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	6
小田原	1	2	0	0	0	0	2	0	0	1	1	3	10
足柄上センター	1	2	1	0	0	0	1	0	0	2	1	3	11
厚木	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	2	7	14
大和センター	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
計	7	4	6	0	2	0	7	0	0	11	12	25	74
横須賀市	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	4
藤沢市	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4
茅ヶ崎市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
合計	9	4	7	0	2	0	13	0	0	11	12	26	84

(エ) 関係機関及び団体等への支援

地域の各種関係機関及び団体等に対して、会議出席、講師派遣、その他の支援及び、関係機関等への情報提供を行った。

	当事者会	家族会	精神保健福祉関係	障害福祉関係	教育・青少年関係	精神科医療関係	社会福祉協議会	就労雇用関係	市町村	国・県(保健福祉事務所除く)	その他	計
会議出席	0	0	1	13	0	15	2	1	6	15	18	71
講師派遣	0	1	0	10	16	2	0	0	3	10	8	50
助言・その他	0	2	0	0	4	8	0	0	7	8	7	36
合計	0	3	1	23	20	25	2	1	16	33	33	157

情報提供	687
------	-----

(オ) 医療観察法関連

心神喪失者等医療観察法の地域処遇等に関しては、横浜保護観察所、県がん・疾病対策課、保健福祉事務所及び同センター、市保健所等との連絡調整等を行った。

- ・保健福祉事務所等から報告される対応状況の集約
- ・新規ケース発生時の保健福祉事務所等との連絡調整
- ・横浜保護観察所主催の各会議への出席
医療観察制度運営連絡協議会(令和6年1月19日 2名出席)

保健福祉事務所等における対応状況

保健福祉事務所等	平塚	秦野センター	鎌倉	三崎センター	小田原	足柄上センター	厚木	大和センター	横須賀市	藤沢市	茅ヶ崎市	計
対象者実人数	1	2	1	0	3	1	6	3	4	5	5	31
支援総数	4	4	4	0	14	7	32	11	7	49	10	142

(2) コンサルテーション

保健福祉事務所等の関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を派遣する等して、必要な助言を行った。(保健福祉事務所及び市保健所 事業別支援回数再掲)

実施回数：19回 対象事例数：20件

区分	回数	内 訳
保健福祉事務所等への派遣及び助言	19回	小田原保健福祉事務所 2回 小田原保健福祉事務所足柄上センター 2回 平塚保健福祉事務所 2回 平塚保健福祉事務所秦野センター 1回 厚木保健福祉事務所 1回 厚木保健福祉事務所大和センター 1回 藤沢市保健所 3回 茅ヶ崎市保健所 1回 横須賀市市保健所 1回 その他の関係機関(市町村、児童相談所等) 5回

(3) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

5障害保健福祉圏域ごと5相談支援事業者等に委託して実施。

ア 実施状況

(ア) 事業委託契約

圏 域	委 託 事 業 者 (運 営 法 人)
横須賀・三浦	地域生活サポートセンターとらいむ (NPO法人地域生活サポートまいんど)
県 央	相談センターゆいまー (社会福祉法人唐池学園)
湘南東部	地域生活支援センター元町の家 (社会福祉法人碧)
湘南西部 (平塚市・大磯町・二宮町)	平塚市障害者地域生活相談支援センターほっとステーション平塚 (NPO法人平塚市精神障害者地域生活支援連絡会)
湘南西部 (秦野市・伊勢原市)	相談センターゆいまー (社会福祉法人唐池学園)
県 西	自立サポートセンタースマイル (社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会)

委託の内容：精神科病院における啓発活動(病院訪問活動)およびピアサポーターの支援市町村、指定相談支援事業者等関係機関への啓発活動

(イ) 地域移行・地域定着支援事業委託事業者連絡会

委託事業者との連絡調整及び情報交換
全3回開催
第1回 5月24日(火)17名 参加
第2回 9月19日(火)12名 参加
第3回 令和6年1月23日(火)11名 参加

(ウ) ピアサポーター研修会

委託事業者に登録しているピアサポーターのスキルアップ及び情報交換
令和6年1月16日(火)ピアサポーター20名 市町村・病院職員他19名 合計39名
テーマ:「“いたらいいなあ”ではなく“なくてはならない”ピアサポーター」

(エ) 地域移行・地域定着支援事業研修会

県障害福祉課が事業者に委託した「にも包括」の研修が実施され、参加対象者、内容が重複したため、開催を見送った。

(オ) 地域移行・地域定着支援事業運営委員会

委託事業者及び関係機関と事業の取組みや課題、次年度の委託内容や開催方法について検討
入院者訪問支援事業について情報交換、意見交換を実施した。
全1回開催：令和6年2月20日(火) 18名参加

(参考)構成員：委託事業者 県がん・疾病対策課 県障害福祉課 当所

(4) 措置入院者等退院後支援事業

平成30年3月に厚生労働省より「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が取りまとめられ、自治体を中心となった退院後の支援が具体的に示された。本県でも新たに「神奈川県措置入院者等退院後支援ガイドライン」を作成し、対象者本人のニーズに応じた退院後支援計画に基づく支援を同年9月より開始した。

当所では、措置入院者のうち、県内の政令市及び住所不定や住所地在県外の患者について、個別に面接して本人の意向を伺い、退院後の帰住先自治体に必要な情報提供を行うなどの支援に取り組んだ。

個別支援の状況

令和5年度の当所の個別支援の状況については、支援対象となった措置入院者数は26名で、住所別内訳は次のとおりだった。

(住所地) 県内政令市:7名
横浜市:3名 川崎市:1名 相模原市:3名
県外及び住所不定:19名
東京都:8名 宮城県:1名 茨城県:1名 千葉県:1名 静岡県:1名 福岡県:1名
不定・不詳:6名

4 教育研修

(1) 実施状況

ア 基礎研修

※前期、後期ともに対面及びリモートのハイブリット方式で開催

開催日	内 容	対 象	参加者数
前期 6/21 (水)	神奈川県精神保健福祉施策の概要	県、県城市町村、関係機関の精神保健福祉担当職員等	50人
	精神保健福祉センターの業務について		
	精神疾患の理解のために ～支援者に必要な病気の知識～ 発達障害者の支援について		
	当事者の立場から		
後期 6/30 (金)	精神保健福祉相談の基本	県、県城市町村、関係機関の精神保健福祉担当職員等	54人
	依存症相談の対応 ～動機づけ面接法を取り入れて～		
	高次脳機能障害者への支援		

イ 精神保健福祉新任研修

開催日	内 容	対 象	参加者数
7/26 (火)	精神保健福祉センターの業務について グループワーク（精神保健福祉業務、地域・医療機関との連携、困難ケース）	保健福祉事務所等、がん・疾病対策課、当所の精神保健福祉業務初任の福祉職・保健師	8人
第2回目	能登半島地震における被災地へのD P A T派遣が生じたため、今年度は中止とした。		

ウ 精神保健福祉担当者研修

「多職種連携とチームアプローチ」をテーマに、令和5年11月27日に開催予定だったが、講師都合により中止。

エ 精神保健分野における中堅・管理職向け研修

開催日	内 容	対 象	参加者数
3/5 (火)	福祉専門職に必要なリーダーシップについて	保健福祉事務所等、障害福祉課、当所の精神保健福祉業務中堅、管理職の福祉職・保健師	20人

オ 専攻医の研修受け入れ

当所は日本専門医機構専門医制度の研修連携施設として登録しており、神奈川県立精神医療センターと東海大学医学部附属病院の専攻医研修を受け入れている。R5年度は2名に対して各2週間の研修と4名に対して各4日の研修（計6名）の受け入れをし、精神保健福祉センターの各種業務についてや精神科救急医療についての研修を行った。

5 団体支援

(1) 関係団体

当所では、開所以来精神保健福祉関係団体や組織への支援・協力を実施してきた。
平成6年より、3階に団体交流室を設け、事務室・活動室・会議室として提供し、各団体の要請に応じ、支援・協力を行っている。
県内の主な精神保健福祉関係団体は、次のとおりである。

関係団体一覧（参考）

団体名	事務局所在地又は連絡先	電話
一般社団法人 神奈川県精神保健福祉協会	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2 県精神保健福祉センター内	045-827-1688
一般社団法人 神奈川県精神科病院協会	〒221-0834 横浜市神奈川区台町8-14ベイシティ滝 川307号	045-316-0349
神奈川県 精神神経科診療所協会	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-9-22 日興パレス横浜314号	045-312-8989
NPO法人 じんかれん	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2 県精神保健福祉センター内	045-821-8796
一般社団法人 神奈川県断酒連合会	〒241-0012 横浜市旭区西川島町27-10	045-382-7104
一般社団法人 日本精神科看護協会 神奈川県支部事務局	〒233-0001 横浜市港南区上大岡東1-3-26 ヒルサイド喜多見第3-103号	045-353-5268
神奈川県 精神障害者連絡協議会	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2 県精神保健福祉センター内	
特定非営利活動法人 かながわ精神障害者就労支援 事業所の会	〒242-0027 大和市下草柳864-1 かながわ精神障害者就労支援事業所の会	046-244-4511
特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者 地域生活支援団体連合会	〒254-0026 平塚市中堂4-29 2F	0463-79-9441
一般社団法人 神奈川県医療ソーシャルワ ーカー協会	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2 県精神保健福祉センター内	045-827-1217
一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2 県精神保健福祉センター内	045-821-5354

6 広報普及

(1) 広報普及活動

広報普及事業は、広報媒体を利用して精神保健福祉知識の普及啓発を行うことを目的に実施している。

ア 広報誌・リーフレット等の作成

種類	内容	配布先
冊子	所報 No.58号	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
広報誌	精神保健福祉ネットワークKANAGAWA No. 75	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
リーフレット等	当所リーフレット	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
	自死遺族の集いチラシ	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
	自死遺族リーフレット	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
	あなたに知ってほしい	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
	いきるを支えるメッセージ	市町村・保健福祉事務所・関係機関等
	依存症者家族のためのワークブック	市町村・保健福祉事務所・関係機関等

(2) 図書資料整備

当所図書室は、「精神医学」や「精神保健福祉」に関する資料の収集・保存を主とした特色のある図書室であり、関係機関等職員だけでなく、医療・精神保健福祉に関わる支援者やそれらを学ぶ学生等を対象としている。定期購読をしている雑誌や他機関から送付される報告書・機関誌等は専門性が高く、入手困難な資料も多い。所蔵するビデオ、DVDは約300本あり、テーマ別に分類され、関係機関の研修会などに有効に利用されている。

また、県内の医療機関の図書室等との交流を通して、相互に情報交換をし、利用者の便宜を図っている。

0 総記		130	7 芸術		60
1 哲学	東洋・西洋哲学・思想	71	8 言語		18
	宗教・倫理・道徳	34	9 文学		220
	心理学・精神分析学	1,233	総冊数		7,184
2 歴史		57	製本雑誌		1,205
3 社会科学	社会学・社会心理学	212	ビデオ・DVD	精神疾患・精神障害	38
	家族問題・社会病理	353		メンタルヘルス・ストレス	50
	社会福祉	901		精神保健福祉地域活動	63
	教育・教育心理学	371		心理療法・心理教育	47
	その他	126		老人関係	32
4 自然科学	精神医学	1,693		依存症	77
	公衆衛生	616	記録	23	
	その他の医学	1,067	総本数		330
5 技術		17			
6 産業		5			

令和6年3月31日現在

7 相談指導事業

相談指導事業は、専用電話による「こころの電話相談」、「特定(依存症・自死遺族・ピア)電話相談」、来所しての自死遺族面接相談、依存症面接相談、外来診療を実施した。

(1) 電話相談

昭和52年より、こころの健康相談全般を受け付ける「こころの電話相談」を専用回線を実施してきたが、日中に相談できない方にも利用していただくために、平成22年4月より相談時間を夜間帯に変更した。平成23年11月21日からは、自殺予防対策の強化に向け相談時間の延長(平日の9時から21時)フリーダイヤル化など拡充した。

また、令和4年8月22日から、より多くの相談を受けるため、新たな電話番号で、深夜・土日祝日の相談を開始、同年11月10日より、24時間毎日(年末年始・祝日含む)に拡充した。これに伴い、事業委託の形態とし、令和5年4月1日からは、従来の電話番号に統一し、引き続き24時間毎日相談を実施している。

特定電話相談として、平成22年4月より「依存症電話相談」(毎週月曜日13時30分から16時30分)、「自死遺族電話相談」(毎週水・木曜日13時30分から16時30分)、平成22年9月より精神障害のある当事者が、主に統合失調症の方の相談をお受けする「ピア電話相談」(毎週金曜日13時30分から16時30分)を専用回線で開催している。令和5年4月より、依存症電話相談の対応曜日を火曜日にも拡充した。

<こころの電話相談>

○こころの電話相談統計 (電話相談対応日数 366日)

※%は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

表1 専用・机上別

	件数	比率
専用	38,576	99.4%
机上	251	0.6%
計	38,827	100.0%

表4 年齢

区分	相談者	比率	対象者	比率
～10歳	2	0.0%	37	0.1%
10歳代	242	0.6%	457	1.2%
20歳代	2,107	5.4%	2,238	5.8%
30歳代	3,558	9.2%	3,491	9.0%
40歳代	6,972	18.0%	6,645	17.1%
50歳代	10,357	26.7%	9,877	25.4%
60～64歳	3,714	9.6%	3,501	9.0%
65歳以上	6,362	16.4%	6,270	16.1%
不明	5,513	14.2%	6,311	16.3%
計	38,827	100.0%	38,827	100.0%

表2 受付件数及び再相談状況

区分	件数	比率
相談総件数	38,827	100.0%
再相談件数	4,679	12.1%
新規件数	28,748	74.0%
不明	5,400	13.9%
月平均相談件数	3,236	
日平均相談件数	106.1	

表3 地区

区分	相談者	比率	対象者	比率	
横浜市	17,406	44.8%	17,331	44.6%	
川崎市	3,639	9.4%	3,591	9.2%	
相模原市	1,898	4.9%	1,886	4.9%	
横須賀市	919	2.4%	917	2.4%	
藤沢市	715	1.8%	715	1.8%	
茅ヶ崎市・寒川	410	1.1%	408	1.1%	
管轄保健所別	平塚	2,138	5.5%	2,121	5.5%
	鎌倉	1,421	3.7%	1,416	3.6%
	小田原	1,105	2.8%	1,036	2.7%
	三崎	37	0.1%	36	0.1%
	秦野	1,783	4.6%	1,787	4.6%
	厚木	2,128	5.5%	2,108	5.4%
	大和	927	2.4%	927	2.4%
	足柄上	204	0.5%	205	0.5%
その他	201	0.5%	262	0.7%	
不明	3,896	10.0%	4,081	10.5%	
計	38,827	100.0%	38,827	100.0%	

表5 性別

区分	相談者	比率	対象者	比率
男	10,729	27.6%	10,992	28.3%
女	27,694	71.3%	26,537	68.3%
不明	404	1.0%	1,298	3.3%
計	38,827	100.0%	38,827	100.0%

表6 続柄

区分	件数	比率
本人	36,201	93.2%
親	287	0.7%
配偶者	256	0.7%
兄弟（姉妹）	106	0.3%
子ども	480	1.2%
関係機関の対象者	507	1.3%
その他	27	0.1%
不明	963	2.5%
計	38,827	100.0%

表7 所要時間

区分	件数	比率
10分以内	10,369	26.7%
11～30分	19,189	49.4%
31～60分	8,975	23.1%
61分以上	294	0.8%
計	38,827	100.0%

表8 相談経路

区分	件数	比率	
広報誌	115	0.3%	
新聞・テレビなど	122	0.3%	
知人・職場関係から	134	0.3%	
医療関係、保健所、福祉関係機関から	297	0.8%	
教育関係から	81	0.2%	
警察・法務関係から	13	0.0%	
その他の相談機関から	338	0.9%	
再利用	28,837	74.3%	
関係機関の職員	96	0.2%	
ネットから	県版こころの体温計	150	0.4%
	こころナビかながわ	586	1.5%
	ツイッター	59	0.2%
	ホームページ	1,138	2.9%
統一ダイヤルより	1,333	3.4%	
その他	612	1.6%	
不明	4,916	12.7%	
計	38,827	100.0%	

表9 対応の状況

	件数	比率	計	比率
助言	543	2.5%	701	1.8%
元の機関に戻す	14	0.0%		
受診・相談の勧め	50	0.1%		
情報提供・制度等の説明	94	0.5%		
機関紹介	医療機関	23	158	0.4%
	保健所	56		
	福祉機関	26		
	その他の相談機関	53		
傾聴	37,379	83.1%	37,968	97.8%
その他	589	12.5%		
計	38,827	100%	38,827	100%

表10 相談内容

	件数	比率
生き方・生活についての悩み	25,814	66.5%
対人関係の問題	3,810	9.8%
家庭内暴力・DV	317	0.8%
育児発達に関すること	100	0.3%
いじめ	46	0.1%
非行（反社会的問題含む）	29	0.1%
不登校・その他の学校不適應	74	0.2%
性について	114	0.3%
不安	1,317	3.4%
精神疾患ではないか	196	0.5%
病気の治療について	2,573	6.6%
精神障害者へのかかわり方	229	0.6%
仕事・社会復帰の問題	1,440	3.7%
依存症に関する問題	164	0.4%
高齢者に関する問題	287	0.7%
情報の求め	203	0.5%
苦情・不満	345	0.9%
いたずら（疑い含む）	88	0.2%
無言電話	85	0.2%
その他	1,486	3.8%
コロナウイルス感染症に関する問題	110	0.3%
計	38,827	100.0%

表11 相談種別

	件数	比率	
老人精神保健	1,973	5.1%	
社会復帰	408	1.1%	
アルコール	112	0.3%	
薬物	39	0.1%	
ギャンブル	34	0.1%	
ゲーム	12	0.0%	
思春期	111	0.3%	
心の健康づくり	21,388	55.1%	
うつ・うつ状態	4,493	11.6%	
摂食障害	33	0.1%	
てんかん	22	0.1%	
その他	10,202	26.3%	
再掲	ひきこもり	170	0.4%
	発達障害	474	1.2%
	自殺関連	1,052	2.7%
	（再）自死遺族	33	0.1%
	犯罪被害	32	0.1%
	災害	34	0.1%
計	38,827	100.0%	

＜特定電話相談＞

○依存症電話相談統計（電話相談対応日数 97日）

※%は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

表12 専用・机上別

	件数	%
専用	217	73.3%
机上	79	26.7%
計	296	100.0%

表13 性別

区分	相談者	%	対象者	%
男	120	40.5%	217	73.3%
女	176	59.5%	74	25.0%
不明	0	0.0%	5	1.7%
計	296	100%	296	100.0%

表14 受付件数及び再相談状況

区分	件数	%
相談総件数	296	100.0%
新規件数	254	85.8%
再相談件数	35	11.8%
不明	7	2.4%
月平均相談件数	24.7	
日平均相談件数	3.1	

表16 相談種別

区分	件数	%
アルコール	105	35.5%
アヘン類	0	0.0%
大麻	12	4.1%
処方薬等	11	3.7%
コカイン	0	0.0%
他の精神刺激薬（覚せい剤）	26	8.8%
幻覚剤（LSD）	3	1.0%
タバコ	2	0.7%
有機溶剤	0	0.0%
多剤使用	6	2.0%
依存を生じない物質の乱用（ガス）	0	0.0%
危険ドラッグ	5	1.7%
特定できない薬物	3	1.0%
ギャンブル	39	13.2%
インターネット・ゲーム	24	8.1%
その他のプロセス依存	12	4.1%
買い物・窃盗等	14	4.7%
共依存等	7	2.4%
その他	19	6.4%
不明	8	2.7%
計	296	100.0%

表15 対応の状況

区分	件数	%	計	%	
助言	59	19.9%	83	28.0%	
元の機関に戻す	0	0.0%			
受診・相談の勧め	5	1.7%			
情報提供・制度等の説明	19	6.4%	56	18.9%	
機関紹介	医療機関	22			7.4%
	保健所	24			8.1%
	福祉機関	2			0.7%
	その他の相談機関	8	2.7%		
相談インテーク	1	0.3%	1	0.3%	
傾聴	136	45.9%	156	52.7%	
その他	20	6.8%			
計	296	100.0%	296	100.0%	

○自死遺族電話相談統計（電話相談対応日数 99日）

※%は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

表17 受付件数及び再相談状況

区分	件数	%
相談総件数	193	100.0%
新規件数	56	29.0%
再相談件数	134	69.4%
不明	3	1.6%
月平均相談件数	16.1	
日平均相談件数	1.9	

表18 性別

区分	相談者	%
男	36	18.7%
女	157	81.3%
不明	0	0.0%
計	193	100.0%

表19 対応の状況

区分	件数	%	計	%	
助言	1	0.5%	5	2.6%	
元の機関に戻す	0	0.0%			
受診・相談の勧め	1	0.5%			
情報提供・制度等の説明	3	1.6%	4	2.1%	
機関紹介	医療機関	0			0.0%
	保健所	0			0.0%
	福祉機関	0			0.0%
	その他の相談機関	4	2.1%		
相談インテーク	0	0.0%	0	0.0%	
傾聴	182	94.3%	184	95.3%	
その他	2	1.0%			
計	193	100.0%	193	100.0%	

○ピア電話相談統計（電話相談対応日数 47日）

※%は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

表20 受付件数及び再相談状況

区分	件数	比率
相談総件数	260	100.0%
新規件数	47	18.1%
再相談件数	158	60.8%
不明	55	21.2%
月平均相談件数	21.7	
日平均相談件数	5.4	

表21 性別

区分	相談者	比率	対象者	比率
男	62	23.8%	65	25.0%
女	143	55.0%	140	53.8%
不明	55	21.2%	55	21.2%
計	260	100.0%	260	100.0%

表22 対応の状況

区分	件数	比率
助言	38	14.6%
傾聴	161	61.9%
その他	61	23.5%
計	260	100.0%

(2) 面接相談

来所相談は、「自死遺族面接相談」「津久井やまゆり園において発生した事件に関する面接相談」を実施した。

表1 自死遺族面接相談件数

区分	実件数	延件数
面接相談	3	3

表2 津久井に関する面接相談件数

区分	実件数	延件数
面接相談	1	8

(3) 外来診療

業務全体に占める外来診察の割合は相対的に縮小傾向にある。

表1 外来ケース経路

経路	件数 (実)
初診	17
継続	3
計	20

表2 年齢別分類

経路	年齢							計
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	
初診	0	6	5	1	5	0	0	17
継続	0	1	1	0	1	0	0	3
計	0	7	6	1	6	0	0	20

表3 診断分類 (ICD-10)

診断分類別	件数	件数		
		初診	継続	受診数 (延)
症状性を含む器質性精神障害	F 0	0	0	0
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 1	0	0	0
統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	F 2	0	0	0
気分 (感情) 障害	F 3	6	2	16
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 4	9	0	9
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 5	0	0	0
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F 6	1	0	1
精神遅滞 (知的障害)	F 7	0	0	0
心理的発達の障害	F 8	0	1	2
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 9	0	0	0
特定不能の精神障害		0	0	0
その他		1	0	1
	小計	17	3	
	合計	20		29

8 こころの健康づくり

昭和60年6月18日付で厚生省保健医療局長通知「こころの健康づくり実施要領」が出され、それを受け、当所では昭和63年度から「こころの健康づくり推進事業」として実施している。

相談事業については、専用電話による「こころの電話相談」及び「特定(依存症・自死遺族・ピア)電話相談」を実施している。

自殺対策については、平成18年度から「こころといのちのサポート事業(自殺対策)」を実施し、19年度から大和市において神奈川県地域自殺対策推進モデル地区事業を3カ年で実施した。

また、21年度から、「かながわ自殺予防情報センター」事業を開始し、地域における自殺対策の取り組みへの支援を強化すると共に、同年度より地域自殺対策緊急強化交付金事業を開始した。

平成29年度から従来の「かながわ自殺予防情報センター」を「かながわ自殺対策推進センター」に改め、機能強化を図った。特に自殺のサインに気づき適切な対応を図ることのできるゲートキーパー(こころサポーター)※の養成については、養成目標数をかかげ、重点的な取り組みを行った。

各種媒体を利用しての知識の普及啓発実績は、広報普及事業の頁に記載した。本項では主に自殺対策等について記載する。

※令和5年度から名称がゲートキーパーに統一されました。

(1) 電話相談員研修(自殺対策基礎研修Ⅰ 再掲)

電話相談を受けるときの基礎的知識を学び、電話相談の技術及び知識の向上を図るため県所管域保健福祉事務所、市保健所、県所管域市町村、相談支援事業所等を対象に研修会を例年開催している。

開催日	内 容	対 象	参加者数
7月4日 (火)	自死遺族研修Ⅰ (オンライン開催)	保健福祉事務所精神保健福祉担当職員、 県所管域市町村職員、教職員、警察署員、消防署員、各関係機関職員等	103人

(2) 自殺対策

全国の自殺死亡者は平成10年に3万人を超え、以後14年間続き、神奈川県でも毎年およそ1,800人の方が自殺で亡くなる状況が続いた。自殺対策を喫緊の課題とし、平成18年度よりこころといのちのサポート事業(自殺対策)等を実施している。21年度に当所内に「かながわ自殺予防情報センター」(29年度「かながわ自殺対策推進センター」に改称)を設置し、統計分析、情報収集・発信、人材養成(研修)、会議及び市町村・団体への支援を実施した。

なお、本県の令和4年の自殺死亡率は、人口10万対14.5人で、全国47都道府県で死亡率は同率46位、自殺死者数は1,337人で、全国47都道府県で3位である。「令和4年中における自殺の状況」【厚労省・警察庁】より

ア 普及啓発

(ア) 自殺対策講演会(こころといのちのサポート事業(自殺対策))

開催日・場所	内 容	対 象	参加者数
9月9日 (土) Zoom	「助けて」が言えない～SOSを出さない若者に何ができるか～	一般県民	126人

(共催 小田原市 箱根町 湯河原町 真鶴町 国際医療福祉大学小田原保健医療学部)

(イ) 自殺対策街頭キャンペーン

かながわ自殺対策会議の取り組みの一環として、自殺対策全般の普及啓発を図るため例年は自殺予防デー(9月10日)を中心として県・横浜市・川崎市・相模原市の各々の拠点でキャンペーンを実施していたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため街頭での配布等は行なわなかった。

実施日・場所	内容等	実施状況	対象
—	新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため中止	—	—

(ウ) 普及啓発用リーフレット作成 (地域自殺対策強化交付金事業)

内 容	作成数
「あなたに知ってほしい」 (再掲)	25,500 部

(エ) 人材養成用配布グッズ作成 (地域自殺対策強化交付金事業)

内 容	作成数
「ゲートキーパー手帳」	5,000 部

イ 人材養成

(ア) 自殺対策研修

a 基礎研修Ⅰ (かながわ自殺対策推進センター事業)

開催日	内 容	対 象	参加者数
7/4 (火)	「自死遺族支援研修」 (オンライン開催)	保健福祉事務所精神保健福祉担当職員、県所管城市町村職員、教職員、警察署員、消防署員、各関係機関職員等	103人

b 基礎研修Ⅱ (かながわ自殺対策推進センター事業)

開催日	内 容	対 象	参加者数
11/9 (火)	「自殺未遂者支援研修」 (オンライン開催)	保健福祉事務所精神保健福祉担当職員、県所管城市町村職員、教職員、警察署員、消防署員、各関係機関職員等	66人

c 自死遺族支援研修

開催日	内 容	対 象	参加者数
7/4 (火)	【再掲】 「自死遺族支援研修」 (オンライン開催)	再掲	再掲

d 自殺未遂者支援研修

開催日	内 容	対 象	参加者数
11/9 (火)	【再掲】 「自殺未遂者支援研修」 (オンライン開催)	再掲	再掲

e 自殺対策職員研修

開催日	内 容	対 象	参加者数
10/1 (日) 三浦会場	「基礎知識」「診断」「治療とケア」「連携」「事例検討」	かかりつけ医 (内科等地域の身体科医療機関の医師等)	35人
11/5 (日) 大和会場			41人

(イ) 職域研修会

中高年の働き盛りの自殺者の割合が高いことから、平成18年度より労働基準監督署単位で職域におけるメンタルヘルス研修会が開催されている。当所では、保健福祉事務所等での実施状況のとりまとめを行っている。

(ウ) こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）

※ 神奈川県医師会への委託事業として実施

うつ病は精神症状以外に身体症状が出ることも多く、内科等のかかりつけの医師を受診することが多いことから、日頃より受診するかかりつけの医師に対し、適切なうつ病の知識等を習得するための研修を例年実施している。

開催日	内 容	対 象	参加者数
10/1(日) 三浦会場	【再掲】 「基礎知識」「診断」「治療とケア」 「連携」「事例検討」	かかりつけ医 (内科等地域の身体科医療機 関の医師等)	35人
11/5(日) 大和会場			41人

(エ) 教育関係機関主催研修

a 県教育局における研修講座

小・中・高等学校及び特別支援学校の教諭等を対象とする研修講座の中で、自殺対策等に関する知識の普及啓発を図った。

開催日	内 容	対 象	参加者数
7/28(金)	「自殺対策のために個人ができること」	小学校、中学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 所属の教諭・養護教諭等	20人

b 自殺対策に関する出前講座（地域自殺対策強化交付金事業）

神奈川県では若年層の自殺者の割合が全国と比較して高い傾向にあることから、かながわ自殺対策会議において、学校等における教職員等を対象とする出前講座を実施し、自殺対策に関する知識等の普及啓発を図った。

回数	内 訳	参加者数
14回	小学校 3回	570人 (生徒180人含 む)
	中学校 5回 (生徒1回含む)	
	高等学校 2回	
	中高一貫校 1回	
	教育委員会・その他 3回	

ウ 当事者支援

自殺とうつ病は深いかわりがあることから、平成17年度より家族や当事者を対象としたうつ病家族セミナー等を開催してきた。25年度からは支援者や一般県民等に対象を拡大して、うつ病セミナーとして開催している。新型コロナウイルス感染症対策による中止を経て、うつ病講演会として再開している。

(ア) うつ病講演会（地域自殺対策強化交付金事業）

開催日	内 容	対 象	参加者数
3/2(金)	うつ病と女性のメンタルヘルス	うつ病の当事者、その家族、支援者及び、一般県民	48人

(イ) 自死遺族の集い（地域自殺対策強化交付金事業）

家族を亡くした苦しみや悲しみを、共通の経験をもつ遺族が集まり話し合うことで、苦しい心情を分かち合うことができる場として、自死遺族の集いを開催した。NPO法人全国自死遺族総合支援センターより2名のファシリテーターが出席した。

実施月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	参加者合計
参加者	4人	12人	8人	8人	9人	—	41人

※2月は雪のため中止

エ かながわ自殺対策推進センター事業

(ア) 事業の位置づけ

「地域自殺対策推進センター運営事業の実施について」(厚労省社会・援護局長 平成28年5月10日)
「かながわ自殺対策推進センター設置要綱」(平成29年4月1日)

設置:平成21年4月「かながわ自殺予防情報センター」を精神保健福祉センター内に設置
平成29年4月「かながわ自殺対策推進センター」に名称変更

(イ) 事業概要

広く自殺対策にかかわる情報を県民や関係者に提供するとともに、地域における関係機関職員との連携を強化し、自殺予防を担う人材養成や遺族支援の充実を図ることを目的としている。常勤兼任5名と自殺対策コーディネーター1名を配置し、地域における自殺の原因分析や情報の集約を行っている。

(ウ) 実績

a 情報の収集及び提供

実施日	内 容 等	対 象
随時	インターネットによる情報提供 ホームページによる自殺対策の新着情報提供、 市町村別自殺者統計、神奈川県・市町村の取組み、 ゲートキーパーの養成、講演会イベント情報、 相談窓口一覧、資料集を掲載	一般県民
9月	ゲートキーパー養成指導者研修資料（CD-R）等の送付	市町村 保健福祉事務所 等
5月・8月 11月・2月	メールマガジン「孤立しない地域づくりかながわ」の発行 市町村・保健福祉事務所等の取組みやトピックス・新着情報等の 提供により、情報の共有を図る	

b 人材養成

(a) ゲートキーパー養成指導者研修・フォローアップ研修

実施日	内 容	対 象	参加者数
7/27 (木)	ゲートキーパー養成指導者研修 (オンライン開催)	保健福祉事務所職員 市町村自殺対策担当課職員等	45人
12/20 (水)	ゲートキーパー養成指導者研修 (オンライン開催)	保健福祉事務所職員 市町村自殺対策担当課職員等	55人

(b) ゲートキーパー養成研修

対 象	養成数
かかりつけ医（再掲）	76人
教職員	1,397人
地域保健・福祉支援関係者等	635人
合 計	2,108人

(c) 地域自殺対策担当者研修

実施日	内 容	対 象	参加者数
7/27 (木)	自殺対策計画の改定に向けた視点及び具体的な方法、統計について(オンライン開催)	市町村自殺対策担当課職員、 保健福祉事務所職員等	53人
12/20 (火)	「こども・若者の自殺対策支援に関するポイント-若者へのゲートキーパー養成研修について-」(オンライン開催)	市町村自殺対策担当課職員、 保健福祉事務所職員等	55人

c 相談体制づくり

(a) 会議

開催日	内 容 等	対 象	参加者数
7/27 (木)	第1回地域自殺対策担当者会議 (かながわ自殺対策会議地域部会) (地域自殺対策連絡調整会議) 自殺対策計画の改定に向けた視点及び具体的な方法、統計について (オンライン開催)	市町村自殺対策担当課職員、 保健福祉事務所職員等	53人
12/20 (火)	第2回地域自殺対策担当者会議 (かながわ自殺対策会議地域部会) (地域自殺対策連絡調整会議) 地域の自殺対策取り組み状況報告及び研修 (オンライン開催)	市町村自殺対策担当課職員、 保健福祉事務所職員等	55人

(b) 地域関係機関等支援

開催回数	内 容 等	対 象
11回	保健福祉事務所の主催する会議・研修会等への支援	保健福祉事務所 市町村職員等
9回	市町村が主催する会議・研修等への支援	市町村職員等

オ 地域自殺対策強化交付金事業

(ア) 事業の位置づけ

地域自殺対策強化交付金交付要綱に基づき実施

(イ) 事業概要

神奈川県における自殺対策を強化するために交付金を活用し、相談体制整備及び人材養成等を実施。また、自殺対策に積極的に取り組んでいる既存の民間団体に補助金を交付し、包括的・専門的に事業を実施。

(ウ) 実績**a 対面型相談支援事業****(a) 自死遺族の集い【再掲】**

回数	内 容	実施形態
5回 (偶数月)	自死遺族の集い	主催：当所・平塚市

(b) 包括相談会

開催日	内 容	実施形態
9/16(土)	こころとくらしの電話相談	主催：当所（電話） 共催：小田原市、箱根町、 真鶴町、湯河原町 小田原保健福祉事務所
3/9(土)	依存症とこころの電話相談	主催：当所（電話） 共催：南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町、 小田原保健福祉事務所 足柄上センター

b 人材養成事業**(a) ゲートキーパー養成研修関連**

内 容	実施形態
【再掲】ゲートキーパー手帳	当所で作成

(b) 関係機関職員研修(自殺対策基礎研修)

開催日	内 容	実施形態
7/4(火)	【再掲】自死遺族支援研修	主催：当所（オンライン）
11/9(火)	【再掲】自殺未遂者支援研修	主催：当所（オンライン）

(c) 教職員等対象研修

回数	内 容	実施形態
14回	【再掲】自殺対策に関する出前講座	主催：当所

(d) 当事者等県民対象セミナー

開催日	内 容	実施形態
3/2(土)	【再掲】 うつ病と女性のメンタルヘルス	主催：当所 共催：南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町、 小田原保健福祉事務所 足柄上センター

c 普及啓発事業

時期	内 容	実施形態
9月	【再掲】 自殺対策キャンペーン用普及啓発リーフレット	当所で作成

d 支援強化事業補助

件数	内 容	実施形態
22件	包括相談会(離婚、相続、こころの相談等) 会場：横浜弁護士会館	神奈川県弁護士会に補助
件数	内 容	実施形態
9件	病院等におけるベッドサイド法律相談	神奈川県司法書士会に補助

(3) ひきこもり支援

本県におけるひきこもり対策は、青少年問題としても位置づけられ、青少年センター(青少年サポート課)で事業展開している。当所では、青少年センターと共催し、市保健所、県所管域保健福祉事務所等とも連携して、事業の推進に努めている。

ア ひきこもりを考える家族セミナー

開催日	内 容	対 象	参加者数
11/29 (水)	ひきこもり当事者とよりよい関係性を築くために家族・支援者ができること	家族及び当事者との関わりを持つ支援者等	62人

イ ひきこもり地域青少年支援フォーラムと個別相談会

開催日	内 容	対 象	参加者数
—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—	—

(4) 災害時対策

ア 所内防災委員会の開催

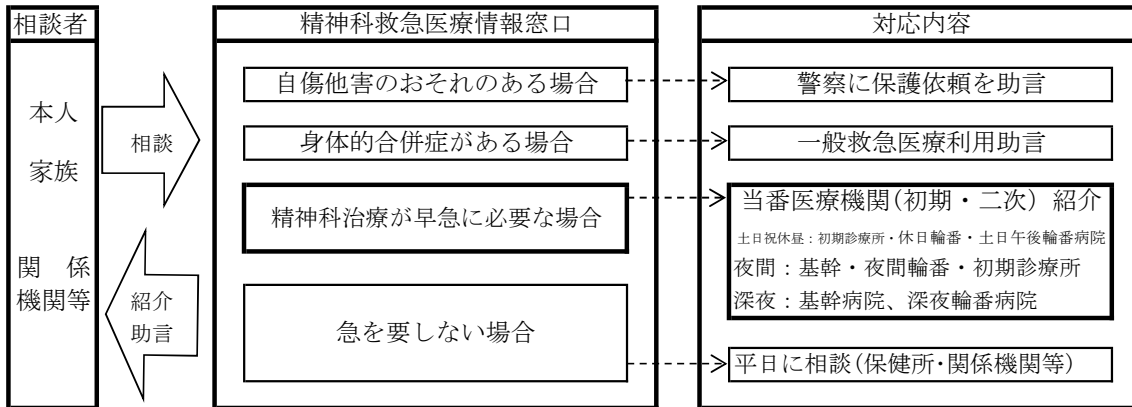
委員会を6回開催し、災害時マニュアルの時点修正等を行った。

9 精神科救急医療対策事業

(1) 精神科救急医療情報窓口業務

夜間、休日に「自傷他害のおそれはないが、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等を呈した者に必要に応じて医療機関を紹介すること」を目的として、平成4年7月に『神奈川県精神科救急医療相談窓口』が開設された。

当初は土日祝日の8時半～17時で開始したが、段階的に受付時間の拡大を行い、平成19年10月から平日日中の保健所等の対応と併せて24時間対応体制の確立をした。また、平成15年度より初期・二次救急の体制確保に伴い『精神科救急医療情報窓口』と名称が変更となり、横浜市・川崎市との3県市協調体制がスタートした。平成22年度より、相模原市を加え4県市協調体制となった。



(2) 実施状況

ア 精神科救急医療情報窓口の概要

2台の専用電話により受付を行っている。県(調査・社会復帰課、相談課の職員14名)及び横浜市・川崎市・相模原市の常勤職員が、県で雇用する専門職の会計年度任用職員1名と組み、2名の当番制で対応した。救急の判断及び医療機関への連絡調整の他、急を要しない場合等は情報提供や助言を行っている。

イ 精神科救急医療受入れ医療機関の体制

(ア) 休日輪番病院

土日祝休日昼間に、全県で1日3～4病院が空床1床を各々確保し輪番で対応した。

(イ) 土日午後輪番病院

土日午後、全県で1日1病院が空床1床を確保し輪番で対応した。
(平成25年4月から開始)

(ウ) 当番診療所

休日昼間及び夜間に初期救急を行う精神科診療所を県域及び横浜市、川崎市、相模原市内に各々確保し、輪番で対応した。

(エ) 基幹病院

夜間・深夜・休日については、7つの公立及び大学付属病院等が対応した。

(オ) 夜間輪番病院・深夜輪番病院

夜間及び深夜に、基幹病院及び一部の指定病院により輪番で対応した。
(深夜は平成23年10月から開始)

ウ 精神科救急医療情報窓口実績

(ア) 窓口会議

窓口への相談に関する事例検討や、情報共有を年2回実施した。

(イ) 4県市打合せと人材育成

窓口の運営・業務の確認等について、月に1回4県市による打合せを実施した。また、当所医師が参加し4県市合同研修や会計年度任用職員の研修を行った。

(ウ) 統計

a 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平日夜	142	138	201	162	176	164	154	170	130	149	136	153	1,875
平日深夜	167	154	217	195	185	179	133	159	154	126	123	160	1,952
土日祝昼	138	170	106	163	135	160	146	133	136	170	136	137	1,730
土日祝夜	88	77	57	74	75	80	62	74	90	106	90	88	961
土日深夜	97	96	89	122	90	97	89	87	107	113	71	103	1,161
計	632	635	670	716	661	680	584	623	617	664	556	641	7,679

※ 但し、相談延数 9,036件(同一時間帯に同一人から1回以上の電話相談数 1,357件含)

b 相談対象者地域別相談件数

県域 (茅ヶ崎市保健所分含む)	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	藤沢市	県外・不明	計
1,737	3,099	695	502	201	178	1,267	7,679
22.6%	40.4%	9.1%	6.5%	2.6%	2.3%	16.5%	100%

※ 県域は茅ヶ崎市保健所分含む

c 相談申込者区分

本人	家族	関係機関						友人知人・ 近隣の人	職場 関係	その他	不明	計
		医療機関	警察署	消防 救急隊	保健所	市町村	その他					
4,050	2,874	147	73	53	11	31	72	177	17	138	36	7,679
52.8%	37.4%	1.9%	1.0%	0.7%	0.1%	0.4%	0.9%	2.3%	0.2%	1.8%	0.5%	100%

d 相談経路

広報誌	医療機関	保健所	市町村	救急情報 センター	救急隊	警察	知人	その他の 相談機関	関係機関 の職員
29	1,012	37	93	192	104	257	35	101	326
0.4%	13.2%	0.5%	1.2%	2.5%	1.4%	3.3%	0.5%	1.3%	4.2%

再利用	その他	不明	計
2,702	728	2,063	7,679
35.1%	9.5%	26.9%	100%

e 治療歴

なし	現在治療中	中断	治療歴あり	不明	計
860	5,591	251	218	759	7,679
11.2%	72.8%	3.3%	2.8%	9.9%	100%

f 対応

警察への保 護相談	一般 救急 医療 紹介	当番 病院 紹介	保健 所 紹介	他の 精神 科 紹介	その 他の 機関 紹介	精神科 救急 医療 情報 窓口 再 相談	主治医 へ再 相談 指示	症状や 対応へ の助言	話を聞 いてほ しい	その他	他の 機関 との 連絡 調整	計
208	207	538	427	340	337	388	1,532	1,149	1,877	622	54	7,679
2.7%	2.7%	7.0%	5.6%	4.4%	4.4%	5.1%	20.0%	15.0%	24.3%	8.1%	0.7%	100.0%

g 当番医療機関紹介ケース 538件

(a) 紹介対象者地域別相談件数

県域 (茅ヶ崎市保健 所分含む)	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	藤沢市	県外	不明	計
105	269	67	51	26	20	0	0	538

※ 県域は茅ヶ崎市保健所分含む

(b) 紹介対象者紹介結果

外来のみ	医療保護入院	任意入院	受診せず	その他	計
106	328	19	79	6	538

(c) 当番医療機関別内訳

当番診療所	休日輪番	土日午後輪番	夜間輪番	深夜輪番	基幹病院	その他	計
103	121	27	60	77	150	0	538

(d) 紹介を要したが制度の不備で紹介できなかった件数 64件

ベッド、診療所の不足	時間切れ	搬送手段がない	所在地が遠い	除外対象	診察人数オーバー	計
18	18	8	10	7	3	64

10 精神科救急医療診察移送業務

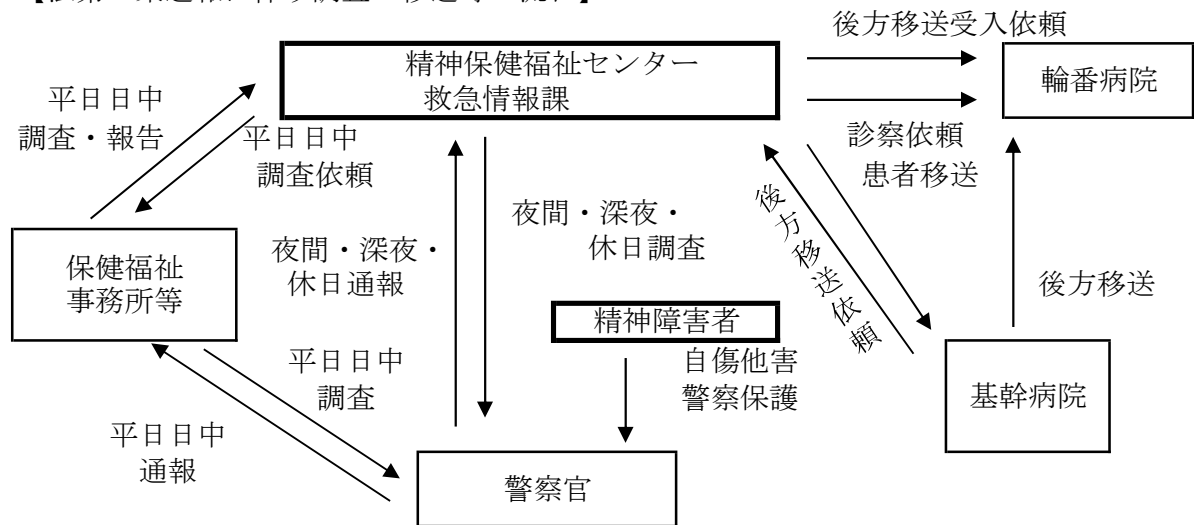
(1) 概要

精神保健診察業務は昭和25年から実施しており、昭和61年度に精神科救急医療システムを構築した。その後段階的に体制を整備し、平成14年度に24時間体制化することに伴い、当所に救急情報課を新設し保健予防課より事業を引き継いだ。

精神科救急医療診察移送業務では、精神保健福祉法第22条から第27条第2項までの申請、通報及び届出を受け、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある対象者について、精神保健福祉法に基づく指定医による診察を行い、必要な医療を確保することに努めた。

また、措置診察を実施するための移送を行うとともに、基幹病院の救急病床に入院した精神障害者について、救急病床の確保を図るため、輪番病院等への転院(後方移送)を行った。

【法第23条通報に伴う調査・移送等の流れ】



ア 業務体制

救急情報課の職員10名(福祉職・保健師)及び医師が24時間体制で対応した。平日(8時30分から17時)においては、保健福祉事務所等の職員が救急情報課兼務職員として法第23条通報の受理及び調査を行った。

移送業務については17名の会計年度任用職員が移送補助員として24時間体制で対応した。深夜(22時から8時30分)については、県、横浜市、川崎市及び相模原市との協調体制で実施した。

通報受理業務〔休日(8時30分から17時)及び夜間(17時から22時)、深夜(22時から8時30分)〕については専任の会計年度任用職員4名が対応した。さらに措置診察について平日日中は主に当所の常勤指定医2名と、会計年度任用職員の指定医1名が対応し、休日、夜間、深夜は、会計年度任用職員の精神保健指定医31名が当番制で対応した。

移送車両は、県・横浜市・川崎市・相模原市で民間会社と委託契約を結び、4台の専用車両を借り上げて使用した。

イ 精神科救急医療受入医療機関の体制

県、横浜市、川崎市及び、相模原市との協調により、空床を輪番で確保した。

(ア) 基幹病院

公立病院及び大学附属病院等の指定病院が、救急病床を確保し対応した。深夜は輪番制による対応とした。

なお、入院患者は急性症状が落ち着いた段階で輪番病院等へ転院(後方移送)を行った。

(イ) 輪番病院

平日の診察及び転院(後方移送)については、1日当たり全県で8床確保し受け入れを行った。休日の診察については、全県で計4床確保し受け入れを行った。

夜間及び深夜の診察については全県で1床ずつ確保し受け入れを行った。

(2) 精神科救急医療事業

ア 精神科救急医療窓口運営事業(警察官通報受付窓口)

警察官通報（法第23条）を受け付ける窓口を運営した。

	対応時間	人員体制	雇用数
警察官通報受付窓口	平日 17時から 8時30分 休日 8時30分から 8時30分	常時 1名 (会計年度任用職員)	4人

イ 精神科救急医療診察移送事業

精神科救急患者に迅速かつ適切な医療及び保護を提供するための移送及び診察のシステムを整備し、運営した。

(ア) 会計年度任用職員の雇用

区 分	雇用数	備 考
精神保健指定医	31人	常時 1名
移送補助員	17人	常時 7～8名

(イ) 移送出動実績

診察のための移送、措置入院のための移送及び後方移送のために出動した回数

時間帯 区分	平日 (8:30～ 17:00)	休日 (8:30～ 17:00)	夜間 (17:00～ 22:00)	深夜 (22:00～ 8:30)	計
県	181	45	93	131	450

(ウ) 精神保健指定医診察

診察に携わった精神保健指定医数 817人（延人数）

(エ) 精神保健指定医診察応援派遣

診察のために民間病院等から指定医を派遣した回数 47回

(オ) 患者移送委託

診察前移送・後方移送等の際の委託移送車運行回数 418回

(カ) 精神科救急身体合併症転院事業

基幹病院及び輪番病院に入院中の身体合併症患者を専用病床へ転院させた件数

依頼 件数	実施数	内 訳		キャンセル
		入院	外来のみ	
24	18	16	2	3

ウ 精神科救急医療機関運営費事業

自傷他害のおそれのある救急患者の診察及び受入を行う輪番病院等の受入件数
(基幹病院は含まず)

病院数	件数
32	305

(3) 診察及び措置入院の状況

申請・通報等条文別件数

条文 件数	一般 (22条)	警察官 (23条)	検察官 (24条)	保護観 察所長 (25条)	矯正施 設長 (26条)	病院長 (26条の 2)	医療機 関管 理者等 (26条の 3)	その他 (27条2 項)	計
申請・通報等	2	638	42	0	65	0	0	0	747
診察	0	380	27	0	0	0	0	0	407
措置	0	312	24	0	0	0	0	0	336
措置率	-	82.1%	88.9%	-	-	-	-	-	82.6%

※措置率は診察件数に対する措置入院件数の割合

※措置には、緊急措置入院を含む

(4) 会議・研修

ア 精神科救急に係る通報等の対応研修の開催

保健福祉事務所・センター等職員が23条通報を受けた際に、本人、家族、関係機関等からの情報収集による調査や措置診察に向けた調整や判断を的確に行うために必要な知識・技術を習得することを目的として、令和4年度精神科救急に係る通報等の対応研修を開催した。

開催日	内容	方法	参加者
令和5年6月30日(金)	精神保健福祉法第23条通報に関する調査等対応について	ハイブリット方式	31人

イ 県警察本部が実施する研修への協力

神奈川県警察本部が開催する警察職員向け研修に医師及び福祉職を講師派遣した。

開催日	対象	内容	方法	参加者
令和5年11月28日(火)	警部階級にある警察官等	精神症状と23条通報	県警本部にて講義	85人
令和6年2月15日(金)	生活安全部門に所属する巡査部長以下の階級にある警察官等	県の精神科救急医療体制について	Webで配信	76人

ウ 精神科救急情報センター関東ブロック連絡協議会への出席

関東地域にて自治体の精神科救急担当機関で構成する会議に職員1名を派遣した。

令和5年度精神科救急情報センター関東ブロック連絡協議会

日時：令和6年2月2日(金)14:00～16:00

場所：茨城県立図書館3階会議室1・2

参加者：関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川県)の精神科救急担当者計33名

内容：地域の実情に応じたよりよい事業実施を目的に、各都県市の実施状況の情報及び意見交換を行った。

11 精神医療審査会

精神保健福祉法第12条の規定により、精神障害者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行った。平成14年7月から、従来の2合議体から3合議体に増やした。平成21年2月から予備委員を設け退院請求等の審査案件に迅速に対応した。平成26年7月の委員改選時から、精神障害者の保健又は福祉に関し学識を有する者を各合議体と予備委員に委嘱した。平成30年7月から、3合議体を4合議体に増やし、予備委員についても、法律に関し学識経験を有する者及び精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を各1名増員した。

- (1) 設置年月日 昭和63年7月1日
 (2) 開催状況 定例48回 全体会1回（令和5年7月5日 リモート開催）
 (3) 委員の構成 4合議体で構成され、各合議体の審査結果をもって、審査会の審査結果となる。

ア 委員数

合議体に属する委員(1合議体につき5人、4合議体 計20人)	
精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(精神保健指定医に限る)	12人
法律に関し学識経験を有する者	4人
精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者	4人
	計 20人
合議体に属さない委員(予備委員)	
精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(精神保健指定医に限る)	1人
法律に関し学識経験を有する者	2人
精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者	2人
	計 5人

イ 任期 2年(現在の委員の任期:令和4年7月1日～令和6年6月30日)

(4) 処理件数

ア 医療保護入院者の入院届等の審査状況

区分	届出件数		審査終了 件数	現在の 入院形 態で入 院継続 が適当	他の入 院形態 へ移行 が適当	合議体 が定め る期間 内に他 の入院 形態へ 移行が 適当	合議体 が定め る期間 経過後 に病状 等経過 報告が 適当	入院の 継続は 不適当	入院中 の処遇 内容が 不適当	審査中
	R5年度	R4年度持 ち越し								
医療保護入院者の入院届	3,752	139	3,754	3,751	2	0	0	1	0	137
定期病状報告書	措置入院	18	0	17	17	0	0	0	0	1
	医療保護入院	2,322	55	2,266	2,266	0	0	0	0	111
計	6,092	194	6,037	6,034	2	0	0	1	0	249

イ 退院・処遇改善請求の審査状況及び審査結果

(ア) 審査状況

	請求件数		審査件数	不受理	取り下げ・ 要件喪失等	審査中
	R5年度	R4年度持 越し				
退院請求	143	11	76	1	67	10
処遇改善請求	8	0	1	0	7	0
計	151	11	77	1	74	10

(イ) 審査結果

退院請求	審査終了件数	現在の入院 形態で入院 継続が適当	他の入院形 態へ移行が 適当	合議体が定める期 間内に他の入院形 態へ移行が適当	入院の継続 は不適当	退院の請求は 認めないが処 遇が不適当
		76	69	6	0	0
処遇改善請求	審査終了件数	処遇は適当		処遇は適当でない		
	1	1		0		

12 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療支給認定に関する事務

精神保健福祉法の改正により精神障害者保健福祉手帳の審査及び交付事務を、さらに障害者自立支援法により、平成18年度から自立支援医療(精神通院)支給認定事務を併せて行っている。

(1) 手帳等判定会

精神障害者保健福祉手帳及び、自立支援医療支給認定の申請にかかる専門的な知識及び、技術を必要とするもの(診断書による申請)については、所内に神奈川県精神保健福祉センター手帳等判定会を設置し、判定会において審査、決定を行う。

開催回数 24回

(2) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

ア 令和5年度承認件数

	1級	2級	3級	計
交付者数	1,995	12,418	5,722	20,135

イ 令和5年度末現在承認者数

	1級	2級	3級	計
交付者数	3,615	22,739	10,066	36,420

(3) 自立支援医療(精神通院)支給認定

病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その治療に要する費用の負担を軽減し、適正な医療を普及することを目的とする。

ア 令和5年度末現在支給認定者数

59,801人

13 依存症総合対策事業

当所では、すでにアルコール健康障害や薬物依存症について事業を展開しているところであるが、厚生労働省の依存症総合支援対策事業実施要綱(平成29年6月13日発)に基づき、平成31年4月より既存の事業を整理し、ギャンブル等依存症を含めた依存症対策を展開することとなった。アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援として、令和元年度から依存症面接相談を開設している。あわせて、正しい知識の普及啓発を目的に、関係機関と連携し、包括相談、家族講座、公開講座、相談拠点機関としての体制づくりを実施している。また、調査研究事業への協力も行っている。

(1) 依存症面接相談(対応日数47日)

令和元年4月から、週1回午後「依存症面接相談」を新設し、実施した。令和2年4月より、対応時間を1日に拡充した。

表1 面接相談件数

区分	実件数	延件数
面接相談	34	64

表2 相談種別(複数回答あり)

区分	件数
アルコール	12
薬物	27
ギャンブル	20
インターネット	1
ゲーム	1
その他	6
合計	67

(2) 依存症電話相談【再掲】

「特定電話相談」で実施。相談件数は、296件。

(3) 依存症包括相談会【再掲】

開催日	内容	実施形態
9/16 (土)	こころとくらしの電話相談	主催：当所(電話) 共催：小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 小田原保健福祉事務所
3/9 (土)	依存症とこころの電話相談	主催：当所(電話) 共催：南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町 小田原保健福祉事務所足柄上センター

(4) 依存症公開講座

開催日	内容	対象	参加者数
12/13 (水)	「ゲーム行動症(依存症)と発達特性 ～上手な遊び方を考える～」	一般県民	91人

(5) 依存症家族講座

開催日	内容	対象	参加者数
11/27 (月)	「もう一つの依存症～家族と名付けられた 「私」の回復～」 「依存症を通じて見つけた本当の自分」 「昔の自分と今の自分」	家族・支援者等	44人

(6) 依存症対策連携会議(4区市・地域)

依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的とした連携会議を開催している。

会議名	内容	開催方法	構成員
神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議	各機関における前年度の依存症事業の実施状況 意見交換	オンライン	県及び3政令市
神奈川県地域依存症対策担当者会議	各機関における今年度の依存症事業の実施状況 地域での生活を支えるには～回復支援施設や 自助グループとのつながり～ 湘南ダルク、AAの取り組み 当所の事業について	オンライン	がん・疾病対策課、 当所、各保健福祉事務所・センター及び 各市保健所等

(7) 薬物依存症者のコホート調査研究への協力

障害者政策総合研究事業(厚生労働科学研究)における「薬物依存症者のコホート調査研究」について、平成28年度から協力している。調査研究への協力に同意した保護観察対象者に調査を実施するものであり、初回は面接、その後は電話で調査をおこなっている。また、研究班会議・報告会等にも参加している。令和5年度の調査対象者は、新規4名、継続7名。

14 酒害予防対策事業

当所における酒害相談指導事業は、昭和54年6月12日付け厚生省公衆衛生局長通知を受け昭和55年度より開始した。この事業は、相談援助、技術援助、関係機関との連携の強化、断酒会等の団体の育成及び援助、普及啓発等を目的としている。

(1) 酒害相談指導

平成26年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法及び平成30年3月に施行された神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(推進計画)を踏まえ、例年若年者を対象に酒害予防講演会を開催してきた。令和5年3月改定の第2期推進計画において総合的な依存症公開講座の一環と位置付けている。

ア 依存症公開講座(酒害予防講演会)の開催

開催日	内容	対象	参加者数
12/13 (水)	「ゲーム行動症(依存症)と発達特性 ～上手な遊び方を考える～」	一般県民	91人

イ 相談事業【再掲】

「依存症電話相談」「こころの電話相談」で実施。アルコールについての相談件数は、217件。

ウ アルコール健康相談研修の開催

開催日	内容	対象	参加者数
10/26 (木)	アルコール依存の理解と支援者の対応について	各保健福祉事務所 職員、関係機関職 員等	38人

(2) 酒害相談員活動援助

ア 酒害相談員研修等連絡調整会議

開催日：6月5日(月)

内容：令和4年度活動報告及び令和5年度研修会等活動計画についての意見交換

イ 委託事業(神奈川県断酒連合会)

(ア) 神奈川県酒害相談員研修会

開催日	内容	対象	参加者数
8/20 (日)	講義Ⅰ「アルコールやアルコール依存症の最近の動 向」 講義Ⅱ「精神科のない急性期医療の関わりで自助グ ループに繋がられるのか～繋がらない理由 は？繋げる工夫って？～」	断酒連合会会員	100人

(イ) 地区別一般研修会

断酒会の各地区において、20回会員研修会を開催。延べ参加人数は、851人。

15 薬物乱用防止対策事業

厚生労働省の薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、当所では平成11年より、増加する薬物乱用者とその家族への支援として、正しい知識の普及啓発を目的に、関係機関と連携し、相談、家族教室、研修等を実施している。

(1) 薬物を中心とした依存症家族講座

依存症総合対策事業として、薬物依存症を含む依存症家族講座を実施した。

(2) 薬物相談業務研修

開催日	内 容	対象	参加者数
8/1 (火)	「薬物依存症の支援の実際～女性への支援に焦点を当てて～」 「回復に大切なこと、支援者に伝えたいこと」	行政機関 医療機関	90名

(3) 薬物依存症対応力向上研修

開催日	内 容	対象	参加者数
7月～ 11月	横浜保護観察所「再乱用防止プログラム」 横浜ダルク「ミーティングプログラム」 女性サポートセンターインダー「ミーティング」 神奈川県立精神医療センター「SMARPPプログラム」	精神保健福祉センター がん・疾病対策課職員	15名

16 調査研究事業

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供している。

(1) 実施状況

ア 令和5年度の実施状況

(ア) テーマ

「地域における相談支援の現状
～市町村、保健所に対する調査結果から見えてくるもの～」

(イ) 内容

令和4年に改正された精神保健福祉法において、県・市町村に対して精神保健に関するより充実した相談支援体制を整備する旨が明記されたため、対象者の相談ニーズや地域課題を把握する目的で、市町村へのアンケート調査、保健福祉事務所及び市保健所へのヒアリング調査等を行った。

令和6年度は、同テーマでの調査研究を継続し、本調査結果に基づき分析等を行い、報告書としてまとめていく。

イ 過年度の実施状況

(ア) テーマ

「多文化にも対応した精神保健福祉医療を目指して
～精神疾患のある外国人患者のスムーズな受診と治療のための取り組み～」

(イ) 内容

複数年にわたり調査等を行った成果物として、精神疾患のある外国籍の方がスムーズに精神科治療を受けることができるよう、令和5年度に多言語コミュニケーションボードを作成し、精神科医療機関及び地域関係機関に配布した。

17 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備

国内で大規模な災害が発生した際、被災地へ精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行うために、神奈川県（政令指定都市3ヶ所を含む）で組織する災害派遣精神医療チーム（DPAT）を迅速に編成し派遣できるよう、かながわDPAT研修を実施した。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、神奈川県からは4隊がDPATとして派遣され、当所から1隊の派遣を行った。

また、医療危機対策本部室の体制整備事業に協力すると共に、所内ではDPATプロジェクト会議、所内研修を実施し、所員の災害時の支援に関する知識及び技術向上に努めた。

（1） かながわDPAT研修の実施（1回）

開催日:12月16日(土)～12月17日(日)

開催場所:横浜市金沢産業振興センター 大会議室

内容:災害時の精神保健医療救護活動等の講義、ロジスティクス演習、大規模災害演習等

修了者:36名

（2） かながわDPAT技能維持研修の実施

能登半島地震における被災地へのDPAT派遣が生じたため、今年度は中止とした。

（3） 医療危機対策本部室への事業協力

ア 運営委員会 3回(リモート会議)

イ 四縣市打合せ 3回(リモート会議)

（4） 派遣

令和6年1月に発生した能登半島地震における被災地への先遣隊派遣を行った。

1月14日(日)～1月19日(金) 5名(調査・社会復帰課:2 相談課:1 救急情報課:2)

（5） 所内での体制整備

ア 所内プロジェクトチーム会議

開催:4回

内容:物品の整理、所内研修の実施、所外研修や運営委員会等の報告等

イ 所内研修（2回）

(第1回)

開催日:8月8日(火)

内容:ロジスティクス・情報システムの講義、活動拠点本部の立上げ演習、通信機材点検等

参加者:20名

(第2回)

開催日:11月30日(木)

内容:ロジスティクス・情報システムの講義、活動拠点本部の立上げ演習、通信機材点検

国DPAT主催大規模地震時医療活動訓練の報告、大規模災害時の対応について、グループワークを行う。

参加者:21名

ウ 衛星携帯電話、トランシーバーの充電、動作確認及び通信訓練の実施

・12回

エ 必要物品の整理、管理方法の確認

- ・支援活動に必要な物品等の管理、購入
- ・要請に応じたビブス等の貸出し

オ 所外研修への参加（国DPAT事務局主催）

- ・令和5年度DPAT先遣隊隊員技能維持研修(対面5/27)に、1名参加。
- ・令和5年度DPAT先遣隊研修(対面10/28～10/29)に、3名参加。
- ・令和5年度大規模地震時医療活動訓練(9/30)に、3名参加。
- ・令和5年度関東ブロックDMAT訓練(11/25～11/26)に、5名参加。

18 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年2月に起きた大型クルーズ船での新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)集団感染以降、市中感染の拡大に伴い、県では、精神疾患を有する新型コロナ患者に対する医療提供体制について検討を開始した。

新型コロナを治療する身体科の医療機関では精神疾患への対応が困難であり、精神科病院では新型コロナの対応を行うことが困難であることから、身体科及び精神科が連携して医療を提供する体制が必要となった。このため、令和2年5月これに対応できる医療機関を「精神科コロナ重点医療機関」とし認定し、精神科の新型コロナ患者を受け入れる体制を整えた。

事業開始当初は、県がん・疾病対策課で本事業を実施し、令和3年11月より当所が中心となり事業を展開した。

令和5年5月新型コロナウイルス感染症が5類感染症に類型変更されたことに伴い、平時の医療体制において対応されることとなったため、令和5年7月7日をもって本事業は廃止した。

(1) 精神科コロナ重点医療機関(注1)等への搬送

当所では令和3年11月より、本県で精神科の入院治療が必要な程度の精神症状を有し、かつ新型コロナウイルスに感染した方を、関係機関からの相談に応じ精神科コロナ重点医療機関等へ搬送調整を行う窓口業務を実施した。(※水曜日を除く。水曜日は県がん・疾病対策課が対応)

(2) 実施状況

ア 相談件数

令和5年度 1件

イ 重点医療機関等への搬送調整

令和5年度 1件

注1 精神科コロナ重点医療機関

一般の医療機関では対応が難しい、精神疾患の症状が重く、かつ新型コロナウイルス感染症に感染した方に適切な医療を提供することができる医療機関

19 委託事業等

(1) 委託事業

事業名	委託先	内容
精神障害者地域交流事業	NPO法人 じんかれん	精神障害者家族住民交流事業
精神障害者地域生活支援事業	NPO法人 じんかれん	精神障害者家族相談員養成事業
精神障害者地域移行・地域定着支援事業	(社福) 碧	精神障害者地域移行・地域定着支援事業
	(社福) 南足柄市社会福祉協議会	〃
	NPO法人 地域生活サポートまいんど	〃
	(社福) 唐池学園	〃
	NPO法人 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会	〃
酒害相談員等研修事業	(社) 神奈川県断酒連合会	酒害相談員研修及び地区別一般研修会
こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策)	(社) 神奈川県医師会	かかりつけ医等 心の健康対応力向上研修事業

(2) 補助事業

事業名	補助金交付先	内容
地域自殺対策強化交付金事業	神奈川県司法書士会	病院におけるベッドサイド法律相談
	神奈川県弁護士会	包括相談会(自殺企図者、自死遺族の総合相談)

令和5年度

精神保健福祉センター所報

第 59 集

発 行 神奈川県精神保健福祉センター
〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2
電話 045(821)8822

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/f531065>



神奈川県

精神保健福祉センター

〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2 電話 (045) 821-8822

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/f531065/>